令和７年度
本巣市過疎地域持続的発展計画
の達成状況の評価

岐阜県本巣市

１．本巣市過疎地域持続的発展計画とは

「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号)」が令和３年３月末日に期限が到来したことに伴い、新たな過疎法として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号)」が令和３年４月１日に施行されました。

この法律では過疎地域の指定要件の見直しがなされ、平成の合併による合併市町村の特例として、各地域の課題についてきめ細かく支援できるよう、人口要件および財政力要件を満たす合併前の市町村の区域を過疎地域とする特例、いわゆる「一部過疎」が設けられ、この新たな指定基準に基づき、本市の旧根尾村の区域が一部過疎として指定されました。

これを受け、本市では、旧根尾村の区域における地域の持続的な発展を図るため、令和３年度から令和７年度までの５年間を計画期間とする「本巣市過疎地域持続的発展計画」を策定しました。本計画では、過疎地域の持続的な発展に向けた各種施策を定めており、毎年度、計画の進捗状況などを把握しながら、随時更新を行います。

２．地域の持続的発展のための基本目標

区分		目標	現在	達成状況
人口に関する目標				
	総人口（人）	32,288 人	32,388 人	＋100 人
	旧根尾村の区域の人口（人）	1,261 人	1,077 人	－184 人
財政力に関する目標				
	一人当たり課税対象所得（千円）	3,129 千円	3,232 千円	＋103 千円

３．過疎対策事業債の状況

令和７年度に実施した事業のうち、旧根尾村地域における以下の事業に過疎対策事業債を活用しました。

（１）産業の振興

１）基盤整備　林業

事業名	事業内容	総事業費	発行額
林道測量設計委託業務	水鳥～横蔵線	12,115	12,100
合計		12,115	12,100

（２）交通施設の整備、交通手段の確保

１）市町村道　道路

事業名	事業内容	総事業費	発行額
市道根尾 0050 号線舗装事業	舗装工 L=169.5m　W=5.0m	7,117	7,100
合計		7,117	7,100

２）市町村道　橋りょう

	事業名	事業内容	総事業費	発行額
１	深谷橋　橋梁修繕事業	積算・現場管理業務 修繕工事	14,619	10,800
２	木戸橋　橋梁修繕事業	積算・現場管理業務 修繕工事	13,966	10,300
合計			28,585	21,100

３）その他

事業名	事業内容	総事業費	発行額
根尾地域視線誘導標設置事業	N=26 本	1,232	1,200
合計		1,232	1,200

４）過疎地域持続的発展特別事業　公共交通

事業名	事業内容	総事業費	発行額
樽見鉄道補助金	4.0km 分（高尾～樽見駅間）	6,040	6,000
市営バス運行事業	運行委託料	15,520	15,500
合計		21,560	21,000

（３）生活環境の整備　水道施設

１）上水道

事業名	事業内容	総事業費	発行額
水道施設電気機械設備更新工事	機械・計装設備更新 N=1 式	9,119	4,500
合計		9,119	4,500

（４）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

１）過疎地域持続的発展特別事業　高齢者・障害者福祉

事業名	事業内容	総事業費	発行額
屋根雪下ろし安全対策事業	100,000 円/件	100	100
合計		100	100

（５）医療の確保

１）診療施設

事業名	事業内容	総事業費	発行額
医療機器更新	クライアント更新	831	800
合計		831	800

（６）地域文化の振興等

１）地域文化振興施設

事業名	事業内容	総事業費	発行額
さくら資料館施設改修事業	屋根塗装工事	11,550	11,500
合計		11,550	11,500

２）過疎地域持続的発展特別事業　地域文化振興

事業名	事業内容	総事業費	発行額
文化財保存事業補助金	各文化財保存団体への補助金	1,164	600
合計		1,164	600

４．達成状況の評価

令和７年度の基本目標の達成状況については、総人口及び一人当たり課税対象所得が目標値を上回った一方、旧根尾村の区域の人口は目標値を下回りました。市全体の人口は目標値を上回ったものの、根尾地区では人口減少が続いており、人口の維持・確保が引き続き課題となっています。

過疎地域の持続的な発展に向けては、人口減少や少子高齢化が進む根尾地区において、地域の実情や課題を踏まえた取組を進めていくことが重要です。特に、移住・定住の促進や地域間交流の推進、地域産業の振興を図るとともに、交通手段の確保や生活環境の整備、医療・福祉の充実、教育環境の充実など、地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

また、過疎対策事業債については、令和７年度においても、ハード事業及びソフト事業の実施に当たり、その財源として活用しました。過疎対策事業債は、過疎地域が抱える課題の解決や地域の持続的な発展に向けた取組を推進する上で重要な財源であり、今後も事業の必要性や効果を十分に検証しながら、有効に活用していくことが重要です。

今後も、これまでの基本目標の達成状況や各事業の実施状況を踏まえ、その成果や課題を今後の過疎対策に生かしていくことが重要です。引き続き、地域の持続的な発展に向けた施策・事業を着実に推進していきます。